

# ネット社会の発展は 個人情報味の味方が敵か



関口和一氏

堀部政男氏

多賀谷一照氏

奥平康弘氏

藤井昭夫氏

## ITの発展に伴う法整備の必要性

一人一台携帯電話を持ち、メールの送受信、各種情報のダウンロードなど珍しくなくなった現在、ITは個人の日常に浸透している。時間と国境の壁を破り、気軽に簡単に通信できるようになったり、多くの情報をすぐに得ることができるようになったりという利便性がある一方、身近なところでは迷惑メールの大量送信や、企業の顧客名簿が大量流出するといったことなどに見られるように、本人の知らない間にコンピュータネットワークを通じて個人情報が流れてしまっているという問題も抱えている。さらに、いったん外部に漏れ出した個人情報に不当なルートで複次的な被害を発生させるという恐ろしさもある。

そこで今、このネット社会の発展に伴う問題、特に公的機関、民間組織が保有する個人情報の保護について法的に整備し、安心して使える環境が求められている。

## 世界での動き

世界では1980年にOECD(経済協力開発機構)理事会勧告(KEY WORDS参照)が出てから、IT社会の発展をふまえ、次々と

個人情報の保護策を講じてきた。ヨーロッパではEU統合に伴い、1995年「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州会議及び理事会の指令」(EU指令)を採択し、加盟国は自国の個人情報の法整備を進めている。アメリカでは、民間部門については自主規制を基本としているものの、特定の分野についてはケーブル通信政策法<sup>1</sup>、ビデオプライバシー法<sup>2</sup>など制定し、公的部門ではプライバシー法<sup>3</sup>を制定している。日本でも整備に努めてきたものの(右頁・表参照)欧米と比べると遅れている感は否めない。

## 個人情報の保護の在り方を考える

今年8月から住民基本台帳ネットワークが稼働し、個人情報保護法案(右頁・図、KEY WORDS参照)は人権擁護法案<sup>4</sup>、青少年有害社会環境対策基本法案<sup>5</sup>とともにマスメディア規制3法案として賛否両論激しくぶつかり合っている。しかし、今日の個人情報の保護の法整備は急務と思われる。

個人情報保護法案の持つ意味、そしてその課題を通して、個人情報の保護の在り方について一人ひとりが自分の問題として熟考する契機となることを願う。

1 ケーブル通信政策法：1984年制定。ケーブルシステムを利用した個人識別情報の収集及び公開の禁止、加入者アクセスの原則、情報保有期間の限定が規定されている。

2 ビデオプライバシー法：1988年制定。ビデオのレンタル業者が、本人の同意を得ずに個人に関する情報を開示することが禁じられた。10月1日施行。

3 プライバシー法：1974年制定。連邦政府による個人情報の収集、保有、利用及び頒布を規制。

4 人権擁護法案：人権救済及び人権啓発に関する措置を講ずることにより、人権擁護に関する施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とするもの。

5 青少年有害社会環境対策基本法案：青少年有害社会環境からの青少年の保護に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者、保護者及び国民の責務を明らかにするとともに、青少年有害社会環境対策の基本となる事項を定めることにより、青少年有害社会環境対策を総合的に推進し、青少年の健全な育成に資することを目的とするもの。

## KEYWORDS

### 個人情報保護法案

正式名は「個人情報の保護に関する法律案」。平成13年3月27日に閣議決定され、国会に提出される。

#### [ 第2条定義 ]

- ・ **個人情報**...生存する個人に関する情報( 識別可能情報 )
- ・ **個人情報データベース等**...個人情報を含む情報の集合物( 検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む )
- ・ **個人情報取扱事業者**...個人情報データベース等を事業の用に供している者( 国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く )
- ・ **個人データ**...個人情報データベース等を構成する個人情報
- ・ **保有個人データ**...個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

### 基本原則

「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」と

して個人情報保護法案で定める5つの原則( 12頁・資料参照 )。すべての個人、団体、法人、機関が個人情報の保護のために、自ら、この5つの原則に則して、個人情報の適正な取り扱いを行うよう努力すべきとしている。具体的などのような取り扱いが適正であるかは、自ら、公益上の必要性や正当な事業活動の必要性を考慮しつつ、個人情報の保護の必要な範囲を判断していくこととなっている。

### 義務規定

個人情報取扱事業者の義務として、第20条から第54条にわたって定めている( 17頁・資料参照 )。

### OECD理事会勧告( OECD8原則 )

1980年9月に採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」。プライバシーの保護と「情報の自由な流通の確保」という競合する価値を調和させることを目的として、8原則いわゆるOECD8原則( 12頁・資料参照 )を盛り込んだガイドラインを示したものの、各加盟国の個人情報保護に関する法律等の基準となっている。

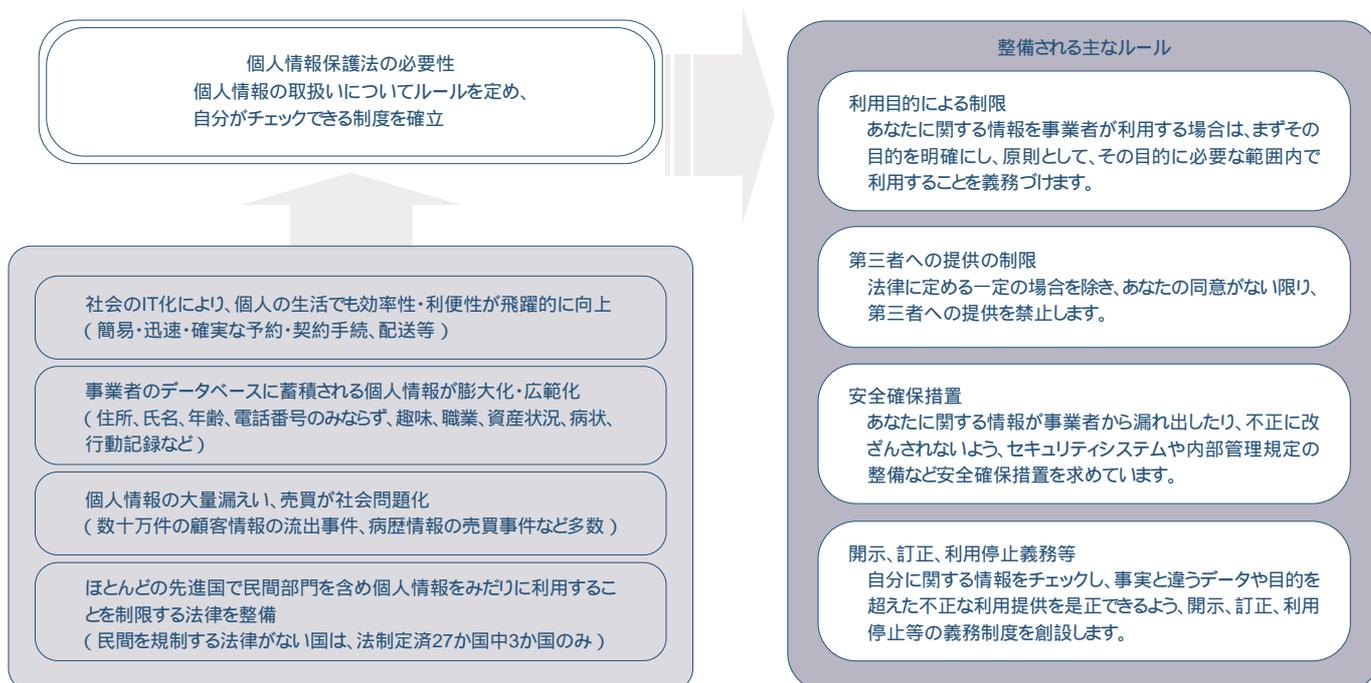
表 個人情報保護基本法制に関する検討経緯

年	月日	内容
1980	9月	プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告
1988	12月16日	「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布
1999	6月28日	総理答弁( 参議院本会議:住民基本台帳法一部改正法案質疑 )
	7月14日	高度情報通信社会推進本部に「個人情報保護検討部会」を設置
	11月19日	個人情報保護検討部会が「我が国における個人情報保護システムの在り方について( 中間報告 )」を発表
	12月 3日	高度情報通信社会推進本部が「我が国における個人情報保護システムの確立について」を決定
2000	1月	内閣官房に「個人情報保護担当室」が発足
	1月27日	高度情報通信社会推進本部「個人情報保護法制化専門委員会」を設置
	6月 2日	個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱案( 中間整理 )」を発表
	10月11日	個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱」を発表
	10月13日	情報通信技術( IT )戦略本部が「個人情報保護に関する基本法制の整備について」を決定
2001	3月27日	「個人情報の保護に関する法律案」閣議決定・国会提出
2002	4月	「個人情報の保護に関する法律案」が衆議院で審議に入る

参考：内閣官房個人情報保護担当室資料

### 図 個人情報保護法案

～みだりに個人情報が利用されないためのルールを整備し、あなたの生活を守ります～



出典：内閣官房個人情報保護担当室による